

項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
1 P 1 脚注1 第1章 計画の主旨 ●アンコンシャス・バイアス	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識もその一つです。⇒意識的にこうだと思っている人もいると思うので表現に工夫が必要では？	アンコンシャス・バイアスの定義としては、「無意識のうちに表出する思い込み、偏見のこと」です。例えば、次のような文を定義の次に記載すればどうかと考えました。⇒「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担のイメージ（ステレオタイプ）が社会に根強く存在する場合、それが個人の無意識に影響を与え、アンコンシャスバイアスとして、他者に対して差別的な発言や対応をしてしまうような状況が生まれます。	御指摘を踏まえて、文章を修正いたします。
2 P 1 脚注2 第1章 計画の主旨 ●ジェンダー	ジェンダーの説明に対し、「人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、」という表現、「それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく」という表現は不要では？ジェンダーの定義を書くのみがよいのではないのでしょうか。	ジェンダーの定義を簡潔に記載することで大丈夫ではないでしょうか。記載を詳しくすることによって様々な誤解が生じます。例えば、生物学的性別も二元論として歴史的・文化的に定着してきました。近年では性の多様性が言われるようになり、生物学的性別に関してもオーストラリアやニュージーランドでは2つから3つに変更する国もあります。「生まれつきの」という表現やジェンダーに對置する形の記載は、生物学的性別が二元的で変化しえないものとの誤解を生み「性の多様性」が捉えられていないことが危惧されます。また「それ自体に良い・悪いの価値観を含むものではない」と書かれていますが、それではなぜ、今社会的に作られてきたジェンダーの状況を変革しようとしているのか、など皆さんに余計な疑問を湧かせてしまいます。表現に注意が必要だと感じます。	御指摘のとおり、文章を修正いたします。
3 P 2 脚注4 第1章 計画の主旨 ●エンパワーメント	エンパワーメントは、「自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること」というよりは、「自ら、主体的に行動することができるように、状況を変える力をつけること」ではないのでしょうか？	エンパワーメントは、もともと、力をつけるという意味ですが、社会的に不平等な立場にいる人が「自ら主体的に意思決定や行動できるようになること」を指しています。表記ミス？	御指摘のとおり、文章を修正いたします。
4 P 4 L 32 第2章 現状と課題 ●脱字の修正	合計出生率になっています。「殊」が抜けていると思われます。	単なるミスと思われます。関係ありませんが、人口学理論では、合計出生率が正しい訳とされています。行政機関が合計特殊出生率と翻訳し、使用したのでそちらが定着しました。	御指摘のとおり、文章を修正いたします。
5 P 8 L 30～33 第2章 現状と課題 ●男性のいきづらさ	これは男性に対して「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」について、42.8%の男性が生きづらさを感じる、ということでしょうか。	共働きが進み、女性もまた経済力に価値が置かれ、働いていない女性に対する批判を見聞きします。女性に同じ項目を尋ねても、多くの女性が生きづらさを感じるのではないかと思います。男性の特徴を示すための記述と言えるかどうか疑問に思ったから。	本調査では、男性にのみ質問していることから、女性がどのように感じているかを客観的に示す根拠がございませんので、御指摘のとおり明確には男性にのみ、みられる特徴を示しているということまでは言えない可能性がございます。一方で、内閣府が実施した「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」では、男女ともに、経済的な分野での男性に対する思い込みが多かったこと、また、本文章では「男性のみの特徴」ということではなく、男性「も」生きづらさを抱えているという点を記載することで、男女ともに男女共同参画意識を浸透させることが一人ひとりの幸せにつながることを認識していただくために記載しております。
6 P 12 L 14～20 第2章 現状と課題 ●父子家庭の就業状況	2行目から母子家庭、父子家庭の世帯数について触れられ、15行目からは母子家庭の就業状況について記載されているが、父子家庭における就業状況などは調査されていないのでしょうか。	父子家庭における実態が想像できないのですが、間接的に父子家庭の方の話を聞くと、「転職せざるを得なかった」「配置転換してもらった」「収入があるがゆえに公的援助が受けられなかった」など耳にする。「誰一人取り残さない社会の実現」という観点から考えると、父子家庭の実態についても調査は必要であると思う。	父子家庭の父の就業状況についても、調査しているところであり、正社員が69.6%と最も多い状況です。

	項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
7	P13 L 4～9 第2章 現状と課題 ●性ホルモン	男性の性ホルモン、女性の性ホルモンという呼び方がよいのか検討が必要だと思います。よいかわかりませんが、次のような表現も考えられます。「俗に男性ホルモンと呼ばれるテストステロンは、加齢に伴って緩やかに下降します。一方で、俗に女性ホルモンと呼ばれるエストロゲンは、更年期に急激に下降します。」	テストステロンが女性にないとは言えないし、男性の体内でもエストロゲンが分泌されているので、言い切るのとは違うのかなという気がしました。	御指摘を踏まえて、文章を修正いたします。
8	P19 L 21～32 第2章 現状と課題 ●仕事とプライベート・家庭生活のバランス	29行目「また、女性は・・・2割を超える差があります」と記載されていますが、この「2割を超える差」の主語は女性の理想と現実の差であると理解しました。	男性も女性も理想と現実には2割以上の差があると記載された方が誤解を与えないのではないかと思います。男性も女性も比率に差はあるものの両方が理想であるが仕事を優先しているのが現実のように感じました。	御指摘を踏まえて、文章を修正します。
9	P19 L 23～24 第2章 現状と課題 ●プライベート・家庭生活	県民調査の項目についての意見ですので、今回述べることでないかもしれませんが、ご参考までに。 「プライベート・家庭生活」を「仕事」と対比させてひとくりにしていますが、「プライベート」と「家庭生活」は分けて考えた方がよいのではないかと思います。	育児を取っている男性の中で「プライベート」を大切に自分の時間を増やし、「家庭生活」としての家事育児を担わない、という話を聞くからです。今後「プライベート・家庭生活」に比重を置きたいという意見が増加したとしても、それが女性に偏りがちな家事・育児（家庭生活）を担おうとする意思の表れとは限らないことを思いました。データの比較のために項目を変えない方がよいかもしれませんが。	次回の県民意識調査で参考とさせていただきます。
10	P20 第2章 現状と課題 ●健康課題	(質問) 女性の健康問題に注目するのは素晴らしいですが、これまで男性の健康問題は重視されていたのでしょうか。	女性は月経があり、身体や健康問題に自覚する機会がありますので、どちらかというと男性の健康問題の方が関心も認知度も低いのではないかなと思ったのですが。また男らしさ＝健康、というバイアスによって、不調を訴えにくいのはむしろ男性ではないかなと思いました。	現行の計画においても、男女に対する健康支援に取り組むことの必要性は記載しておりましたが、現状や課題認識に、女性の健康課題に対する認知度や、男性の健康課題について、詳細を記載するのは今回初めてです。
11	P21 L 12 第2章 現状と課題 ●月経等	細かいことですが、「月経等に伴う症状」の方がよいのでは。P10の図にある31行目の表記に揃えてはいかがでしょうか。	月経が病気であるように解釈されるのではないかなと思いました。	御指摘のとおり修正いたします。
12	P21 L 17 第2章 現状と課題 ●男女間賃金格差	素朴な私個人の疑問なのですが、この格差は同一労働での比較ではなく、単純な男女の賃金格差という理解でよろしいのでしょうか。 現状として同一労働で比較した場合、男女の賃金格差は発生しているのでしょうか。		本計画に記載している男女間賃金格差とは、短時間労働者以外の労働者である一般労働者の所定内給与により算出したものを指します。 委員御指摘の同一労働の範囲にもよりますが、現状、企業ごとに、働き方や賃金体系など、様々な条件が違うことから、完全比較は難しいものと考えます。
13	P21 L 22～32 第2章 現状と課題 ●男女間賃金格差	「その背景には、」以降ここに挙げられている可能性に加えて、賃金格差があることが長年に渡り定着しすぎたせいで、賃金の低い女性が仕事を諦めることで家計負担を少なく済ませる（最適化する）という選択をせざるをえない状況がある可能性もある。		御指摘の可能性も踏まえて、統計データや国の男女共同参画基本計画などを参考に文章を記載することとします。
14	P22 L 31～42 第2章 現状と課題 ●地域社会	「地域社会」とは具体的にどのような場面なのか、何をイメージして「地域社会」だと答えたのだろうか、が分からない。		昨年度実施した「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」での質問項目であり、御指摘のとおり「地域社会」は、様々なものを包摂するものであることから、何を指しているか不明瞭な部分もあるので、今回の調査の参考といたします。 なお、調査では「地域社会」の他、「家庭」「職場」が選択肢としてあったことから、「家庭」「職場」を除くあらゆるものを含むものと思料します。
15	P27 L 20 第3章 計画の基本的な考え方 ●選ばれる滋賀県	「選ばれる滋賀県」という表現は、「外から」あるいは「外へ出ていく可能性のある人から」選ばれるという意味合いに聴こえてしまう。 移住の選択の自由がない地元の人たち目線であれば「ここに住んでいて良かったと思える滋賀県」であってほしいのではないか。		御指摘を踏まえて、「女性や若者」の記載を削除し、あらゆる人に魅力を感じてもらえる“選ばれる滋賀県”と記載することで、現在、滋賀県に住んでいる方からも選んでもらえる滋賀県を目指しているということを感じてもらえるような文章にします。

	項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
16	P28 L 1～7 第3章 計画の基本的な考え方 ●取組を進めるにあたって大切なこと	「女性が働く」支援に重きが置かれ、「女性も働いてこそ一人前」というような価値観の押し付けを感じることがありました。ゆえにこの内容の表記は大変重要だと思いました。		—
17	P28 L 1～7 第3章 計画の基本的な考え方 ●取組を進めるにあたって大切なこと	一人ひとりが大切にしていることが何か自覚できていない、これまでは幸せの形が分かりやすかったから考えなくてもよかった、という状況や世相に対して、問題提起をまずはすべきなのではないか。		「取組を進めるにあたって大切なこと」では、男女共同参画を進めるけれども、一人ひとりが大切にしていることを本計画が否定しているものではないということを明示するために記載しているものです。 なお、本計画は、一人ひとりが思い描く「幸せ」について「性別」を理由として諦めなければならない状況や、無意識のうちに諦めざるを得ない状況を解消していくためのものであると認識しております。
18	P30 L 17～19 第4章 取組の方向 ●男性らしさ、女性らしさ	男性の生きづらさと女性の生きづらさは、対の構造であることを書いてはどうか。 男女共同参画は、女性が「女らしさ」を押し付けられることだけではなく、男性も社会的につくられた「男らしさ」を押し付けられている学校、家庭、職場、地域社会に身を置く中で感じる生きづらさの解消や、男性の多様な生き方の選択を可能にすることなど、男性にとっても重要であることを啓発します。		御指摘いただいている取組の方向では、「生きづらさ」に焦点をあてたものではなく、男女共同参画の対象は男性を含むということを明記するために記載しているため、このままとさせていただきます。 なお、「意識」の現状と課題に「男女それぞれに関する固定的な性別役割分担意識」と追記することで、対の構造であることを表現しております。
19	P31 L 29～32 第4章 取組の方向 ●ライフ&キャリア教育	結婚や「本人およびパートナーが」妊娠・出産等をする・しないも含め、と明記できないか。	結婚・出産というライフイベントによるキャリアの変化を男性も想定できるようにした方がいいと思う。男性にとってはライフイベントとして考えにくいから。	御指摘を踏まて、文章を修正します。
20	P31 L 29～32 第4章 取組の方向 ●ライフ&キャリア教育	「ライフ&キャリア教育」を、一人ひとりが大切にしていること（何をして何を喜ぶのか、何が幸せなのか）を考える機会であると定義できないだろうか。		御指摘を踏まて、文章を修正します。
21	P32 L 5～6 第4章 取組の方向 ●ライフ&キャリア教育	企業や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神を育む教育の必要性に加え、学生の就職活動と企業のリクルート活動の接点を活かして、ライフ&キャリア教育ができるかというのではないか。	企業にとっても、会社の風土や古い体質、仕事にフルコミットできる人が優遇されるシステムを見直さねば人材が確保できない現実と必然的に向き合う機会となるから。	御指摘を踏まえて、今後の事業展開を検討します。
22	P33 L 20 第4章 取組の方向 ●女性の抱える問題	目指す姿として「性別にかかわらず・・・」と掲げられているのに「女性の抱える問題」と記載されているのに違和感を感じた。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境など女性だけではなく少なからず男性が抱える問題でもあるのであれば、「女性が抱える問題」と記載する必要があるのででしょうか。		男性も抱える可能性があることは、委員御指摘のとおりです。 一方、DVの相談件数やひとり親家庭の就労収入の状況、家庭環境等、女性の抱える問題が多様化、複雑化していることを背景に令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、これに基づく計画として、本県でも「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、取組を進めているところであり、この文章は、その点を踏まえたものであることから、このままとさせていただきます。 なお、生活困窮者支援やひとり親家庭への支援等、個別に記載している取組については、基本的に男女を限定した表現とはしておりません。
23	P34 L 7～8、16 第4章 取組の方向 ●性的指向、ジェンダーアイデンティティ、LGBT	LGBTや性的指向、ジェンダーアイデンティティについては、脚注は必要ないですか？性的指向はジェンダーオリエンテーションといいます、ジェンダーオリエンテーション（性的指向）、ジェンダーアイデンティティ（性自認）などの漢字併記は必要ないですか？	性的指向と性自認については混同される方がまだ多いと思われるので、脚注は必要がないか、また一方がカタカナでもう一方は漢字なので、統一的な表記にすべきではないかを確認したいと思いました。LGBTもよく知られるようになってきましたが、何を指しているのかを示してもいいのではと思いました。	御指摘を踏まえ、「滋賀県人権施策推進計画」をもとに追記いたします。

	項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
24	P34 L14 第4章 取組の報告 ●教育、広報啓発、啓発等	教育・啓発とは具体的にはどのような取り組み、支援となるのでしょうか。この箇所だけでなく、教育、啓発、広報啓発、啓発活動、といったことが様々な取組に書かれていますが、具体的にはどういったことが想定されているのかと思いました。	答申書で具体的なことまで踏み込む必要はないのだと思いますが、例えば学校では教育の機会は設けやすいですが、公立と私立とでは導入に差があるのではないかと推測します。また企業の取り組みも、企業の規模によって異なるのではないかと思います。例えば研修会をしようにも、中小企業は費用の問題がクリアされないと、意欲はあっても実施が難しいということを経験しています。広報や啓発が一時的なものに留まらず、それをきっかけにそれぞれが主体的に自分のものにしていくプロセスの支援までしていく必要があると思いました。	本計画では、取組の方向として、概ねの具体性をもって、内容を記載しているところであり、例えば、費用の問題等を踏まえて、県で研修等を実施することや、企業で見ていただける動画を作成する等、様々な手法を用いて、意識啓発に取り組む予定です。
25	P34 L27～30 第4章 取組の方向 ●暴力やセクシュアルハラスメントの内容	加害者は性犯罪・性暴力、ストーカーであることを認識できているかどうか。	セクハラ・パワハラ被害でよく耳にするが、それがハラスメントだと思っていなかったという加害者の言葉であるように思う。性犯罪でも同じことがいえるのではないのでしょうか。	どのようなことが、性犯罪・性暴力、ストーカーなどの暴力やセクシュアルハラスメントになり得るのかということも含め、啓発を進めたいと考えます。
26	P35 L14 第4章 取組の方向 ●性犯罪・性暴力、ストーカー行為等	委員会の中でも何度か話題になっていたと思いますが、そもそも性犯罪や性暴力、ストーカー被害にあわれている方が相談先（SATOCOなどの機関）の存在を認識できているかどうか、実態を把握できているのでしょうか。	P10グラフより4割強の人が相談先を知らないという結果から、被害者が相談先にたどり着けているのか疑問に思った。また犯罪・暴力、ストーカー行為であることを被害者が認識していなければ、相談もしない、できないのではないか。	被害者に限定した相談先の認知度を調査していないので、現状の把握はできおりませんが、委員御指摘のとおり4割強の人が相談先を知らないという調査結果を踏まえ、引き続き相談先の周知を進める必要があると考えます。
27	P37 L16～18 第4章 取組の方向 ●困難な問題を抱える女性への相談支援	「精神科医や臨床心理士による専門的な助言を行うこと」の意味が分かりにくいと思いました。女性相談支援員＝精神科医、臨床心理士なののでしょうか。あるいは女性相談支援員に対して精神科医、臨床心理士が助言を行うのでしょうか。		御指摘を踏まえて、「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の記載にあわせま。
28	P38 L18～19 第4章 取組の方向 ●外国人	外国人県民という表現があります。（千葉県、群馬県などはこれを使用）神奈川県では外国籍県民という表現を使っています。外国にルーツを持つ県民という表現も考えられます。どれがいいのか検討すべきでは？	文化共生の文脈で外国人県民としている県もありますが、外国人という表現は、他者化されている（インクルーシブではない）イメージもあります。	高齢者や障害者、外国人などであり、かつ、女性ということで複合的な課題を抱えている可能性に配慮して支援を行う必要性を記載しているところであり、その人の属性が明確な表現が望ましいということ、また「滋賀県多文化共生プラン」、「滋賀県人権施策推進計画」では「外国人」という文言を標準的に利用しているところであり、このままの表記とさせていただきます。 なお、高齢者、障害者等との並びで表記することから「外国人県民」ではなく、「外国人」に記載を統一します。
29	P39 L18～21 第4章 取組の方向 ●包括的性教育	包括的性教育について・・・取組を進めますとの記載がありますが、包括的な性教育を具体的にどのように進めるのかを想定した上での記載になっていると考えてよいのでしょうか？	日本では、人権・ジェンダー・性の多様性の視点を含む包括的性教育がまだ十分には浸透していない状況だと思います。実際に県として国連の『包括的セクシュアリティ教育ガイダンス』で示されているような8つのキーコンセプトを小学校・中学校・高校のそれぞれで計画的に進められようとしているのかなどの記述がなかったのでもわかりにくかったです。	本計画では、取組の方向として、概ねの具体性をもって、内容を記載しているところです。 教職員に対する啓発も含めて、啓発のための研修や出前講座等を実施する想定をしております。
30	P40 L26 第4章 取組の方向 ●スポーツ実施率	女性が男性に比べ運動実施率が低いことを示すデータがあるのであれば示していただきたい。		令和5年に策定した「滋賀県スポーツ推進計画」によると、以下のとおりです。 ●成人の週1回以上のスポーツ実施率（R3） ○男性55.2% 女性48.6% ●子どもの1週間の運動・スポーツ実施時間（R3） ※【小学5年生】土日を含み、平日の授業を除く ○男子527.5分 女子313.4分 また、同計画の中で女性のスポーツ実施率の低さが課題であることが指摘されております。 なお、直近のデータとして、令和6年度滋賀県スポーツ実施状況調査によると「この1年間に運動・スポーツはしなかった」男女の割合は以下のとおりです。 ○男性18.5% 女性23.6%

	項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
31	P 42 L 34～35 第4章 取組の方向 ●連携体制の構築	連携体制の構築を、具体的に人材確保に取り組む企業や業界、その支援を行う行政機関（例えば、人材確保支援センター）と図っていく、と明記できないか。		ここでは、特定の団体だけではなく、連携することで効果的に施策を進められると考えられる、あらゆる属性の団体と連携することを表現しているため、このままの文章とさせていただきます。
32	P 43 L 33 第4章 取組の方向 ●起業	「起業」と言っても形態は様々であると思います。ここでいう県が考えておられる「起業」とは、家族を養っていける売り上げをあげられる起業であるのか、その他の形態を指しているのか、明確にいただきたい。		本計画に記載する起業は、あらゆる形態の起業を含むものと考えております。
33	P 44 L 24～26 第4章 取組の方向 ●キャリア形成	様々な分野で挑戦し、活躍する女性を応援するとともに、将来像やキャリア形成のロールモデルとして広く紹介する。とあるが、併せて、活躍を阻害する要因となる子育てや介護に直面した場合のパートナーとの協力関係や、両立のための支援の活用事例も併せて紹介する、としてはどうか。	ロールモデルの女性がひとりで頑張っているのではなく、特別なのではないというメッセージが大事だと思うから。	御指摘を踏まて、文章を修正するとともに、今後の事業展開を検討します。
34	P 44 L 31 第4章 取組の方向 ●言葉の統一	リスキリングや職員のワークエンゲージメント・・・「職員・従業員」とした方がよいのでは？	他の場所では、職員・従業員と書かれていますが、ここだけ職員です。職員は官公庁で働く者のイメージが強いです。ここでは、企業で働く者のことを言っているので、言葉に違和感がありました。	御指摘のとおり、文章を修正いたします。
35	P 45 L 29～31 第4章 取組の方向 ●誰もが働きやすい環境づくり	保育・介護と仕事の両立支援を進めていくのは賛成ですが、支援対象が保育や介護を担う人に集中した書き方となっており、フォローする人の支援も加えていく必要があるのでは	例えば誰かが時短勤務となれば、誰かがその分勤務時間が延びる可能性があります。また急なお休みについても、その穴埋めをする人が出てくることになり、その人のワークライフバランスが懸念されるところです。32・33行目に書かれていることがこの点への対応なのかもしれませんが、全体の仕事量が変わらない限り、肩代わりする人はどうしても出てくるので、その方に目を向けることも必要だと思います。	御指摘を踏まえて、文章を追記いたします。
36	P 45 L 29～31 第4章 取組の方向 ●仕事と生活の双方の充実が図れる環境づくり	パートナーのキャリアを応援できる環境づくり、人材づくりも働きかけます、と明記してはどうか。	働く人が自分のキャリアだけを優先しては、その家庭で子育てや介護に直面した時には、誰かがキャリアをあきらめなければならない。そうならないためには何が大切なのか考えるべきだし、パートナーがいるならばパートナーとしっかり話し合いと協力ができることが大事だと思うから。企業にもそういう考え方が浸透すれば、働き続けられる人は社会全体で増えると思う。	御指摘の文章は、多様な働き方ができる就業環境の整備を目指して、記載しているものですが、ワークライフバランスの推進や男性の家事・育児・介護等への参画の推進などに、パートナーのキャリアを応援できる環境づくり、人材づくりが包摂されていると認識しております。
37	P 49 L 31～32 第4章 取組の方向 ●政治分野における取組の推進	政治分野への女性参画を進めるための環境整備の具体的な内容が薄すぎると思う。 計画の中身について、踏み込んで具体策を話し合う必要があるのではないか。		政治分野への女性参画は、政治分野における固有の取組だけでなく、多様な選択ができる意識を醸成するためのキャリア教育や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護支援の充実など、あらゆる取組が関係していると認識しております。 中でも、政治分野における個別の取組として、まずは興味・関心をもってもらうことが重要であると考えており、そのための啓発を進めたいと考えております。
38	P 50 L 22～23 第4章 取組の方向 ●高等専門学校	高等専門学校の設置に向けて・・・（高等専門学校の設置することを目標にしているのでしょうか？それとも理工系を目指す女性を育成することを目標にしているのでしょうか？この文章はわかりにくいです）	高専を設置することについて、文章に説明が少なく、よくわかりません。	御指摘を踏まえて、文章を修正いたします。
39	P 50 L 26～27 第4章 取組の方向 ●研究者・技術者	女性研究者・技術者の活躍推進で、「研究と育児等を両立でき」という表現は必要でしょうか？	男性研究者・技術者も研究と育児等を両立できないと思いますが、女性と育児を特に結びつけてしまっているような感じがします。研究を継続できる環境の下で、女性研究者・技術者が活躍できるように・・・のような表現で十分なのではないでしょうか。	御指摘を踏まえて、文章を修正いたします。

	項目 (該当箇所等)	意見等	理由	対応
40	P50 L26～27 第4章 取組の方向 ●研究者・技術者	女性研究者・技術者の活躍推進に必要なのは、育児との両立支援だけではないのではないか。もっと実情を調べて、課題を抽出するところから始めなければならないのではないか。		御指摘のとおり、その他にも課題が存在することは認識しており、そのために、多様な選択ができる意識を醸成するためのキャリア教育や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護支援の充実など、あらゆる取組を進める必要があるものと考えます。どのようなことに課題があるのかについては、引き続き、研究してまいります。
41	P51 L21 第4章 取組の方向 ●男性の介護への参画	男性の家事・育児・介護等への参加に関して、今後問題が顕在化してくる「未婚男性の介護離職」はどのくらい想定しているのだろうか？ 未婚・既婚に関わらず、今後は男性も介護を担うようになるが、2030年までの間に介護離職が増えるのではないのか。どのような啓発が必要なのか、どのような企業との連携が必要になってくるのか。想定しておく必要があるのではないのか。		御指摘の問題が顕在化する可能性も踏まえて、国で実施された検討会では、仕事と介護の両立支援制度が整っているにもかかわらず、周知が十分でなく、離職につながっていることが課題として指摘されており、まずは、制度主旨の周知に注力したいと考えております。
42	P52 L23～24 第4章 取組の方向 ●放課後児童クラブの	放課後児童クラブの計画的な設置の支援だけでは、両立環境が十分とは言えない。	小学校期は、実は子育てとの両立が難しい。特に長期休みや子どもが不登校になった場合、学童等に通わせ続けることができない子どもであれば、育児を担う女性側（あるいは収入の少ない女性側）が仕事を諦めることになっている。	御指摘のとおり、様々な取組を総合的に進めることで仕事と育児の両立が実現するものと考えておりますので、御指摘を踏まえて、文書を修正します。
43	P52 L31～32 第4章 取組の方向 ●介護支援の充実	介護サービスの一層の充実、介護者の負担軽減は、財源から考えても現実的には厳しいのではないのか。計画として見通しが甘いと思うので、計画の中身について、担当局や専門家の意見も取り入れながら話し合う必要があるのではないのか。		本県や各市町では、必要となる介護サービスの量を見込んだ上で、計画的に介護サービスを整備しているところです。限られた財源のもと、施設サービスで対応できないニーズについても在宅サービスで補うなど、介護サービスの総合的な充実に向けて取り組んでまいります。また、介護サービスでは対応できないニーズがあることも踏まえて、地域資源の活用や労働政策と連携しながら、介護者支援を進めてまいりたいと思います。